

福島県「県民健康調査」とは

福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、
長期にわたり県民の健康を見守り、
将来にわたる県民の健康増進につなげていくために、
平成23年6月から「県民健康調査」を実施しています。

「県民健康調査」の内容は、次の5項目です。

①基本調査（外部被ばく線量の推計）（全県民）

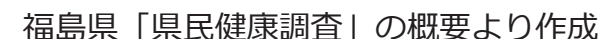
②詳細調査

- ・ 甲状腺検査（平成23年3月11日時点で概ね18歳以下）
- ・ 健康診査（避難自治体の住民）
- ・ こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民）
- ・ 妊産婦に関する調査（母子健康手帳交付者）

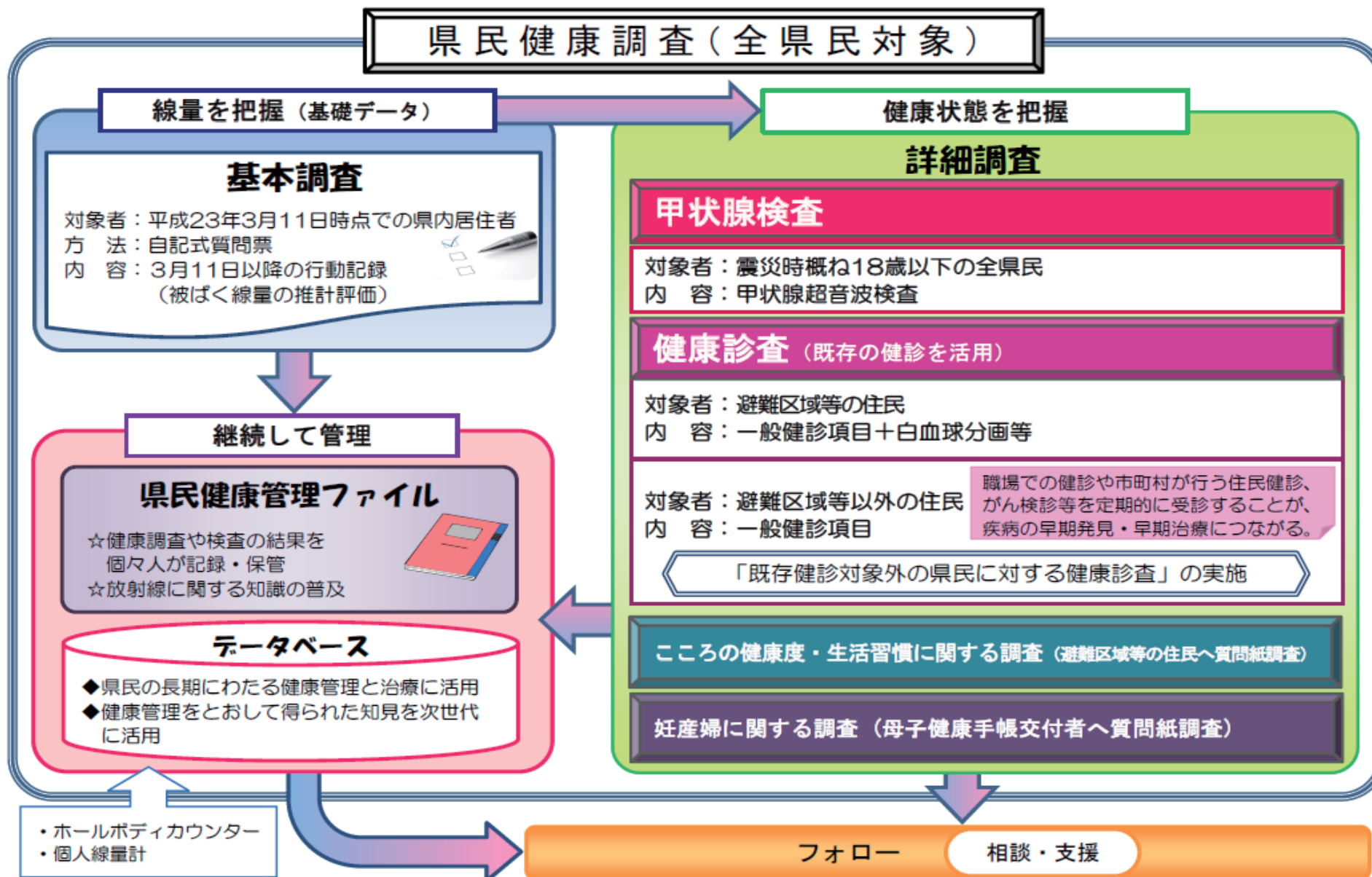
県民健康調査とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト）より作成

この調査を通して、継続的な調査・健診を実施し、健康被害の早期発見、早期治療、さらには研究・教育・診療体制を整備しながら、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていく。

福島県立医科大学では平成23年9月に「放射線医学県民健康管理センター」を立ち上げると共に、平成24年4月には、専従の事務組織として「健康調査課」を設置し、推進体制を確立させた。



県民健康調査（全体像）



福島県「県民健康調査」の概要より作成